

支部運営規程

特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会定款(以下定款という)第38条第2項に定める支部の運営について定めるものである。

(設置する支部)

第2条 定款第38条に定める支部名は、次のとおりである。

- (1) 岐阜第1支部
- (2) 岐阜第2支部
- (3) 西濃・本巣支部
- (4) 中濃支部
- (5) 東濃支部
- (6) 飛騨支部

(支部の区域割)

第3条 支部の区域割りは、岐阜県の行政圏域に準ずるものとする。

ただし、岐阜行政圏域については、岐阜行政圏域のうち岐阜市内に所在する会員を岐阜第1支部とし、岐阜行政圏域のうち岐阜市内と旧本巣郡を除いた区域に所在する会員を岐阜第2支部とする。また、西濃行政圏域に所在する会員と岐阜行政圏域のうち旧本巣郡に所在する会員を併合して西濃・本巣支部とする。

中濃支部、東濃支部、飛騨支部については、岐阜県の行政圏域に準じて支部を構成する。

(支部会)

第4条 支部に支部会を設置する。

(支部役員と職務)

第5条 支部は、支部会員の互選により次の役員を選任する。

- (1) 支部長、1名
 - (2) 副支部長、1名乃至2名まで
 - (3) 部会委員、「部会運営規程」により設置される部会毎に、1名
- 2 支部長は、当該支部を統括する。
 - 3 副支部長の選任については、支部会員が必要と判断する場合に選任するものとする。

- 選任された副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときは支部長を代行する。
- 4 部会委員は、他支部から選任された部会委員ともに、当該部会の構成員となり、別に定める「部会運営規定」に従い部会活動に参画するものとする。

(支部役員の任期)

- 第6条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 任期中途で増員又は交代等があった場合は、現任者又は前任者の残任期間と同じとする。

(支部会議)

- 第7条 支部会議は、支部長が召集する。
- 2 支部会議は、おおよそ隔月ごとに開催するものとする。

(支部会議の機能)

- 第8条 支部会議は、年度事業活動計画推進のため、連絡及び調整をするものとする。
- 2 支部は、支部会員の相互訪問などを通じた研修、交流を深める行事を行うこと。

(支部長の理事会への出席と報告)

- 第9条 支部長は、理事会に出席し支部の活動状況を報告するものとする。

(会員が代表理事宛に提出する情報等の取りまとめ)

- 第10条 支部長は、会員が自主的に申し合わせた情報提供等を取りまとめ代表理事に提出するための連絡調整をするものとする。
- 2 会員が自主的に申し合わせた情報提供項目は、次のとおりである。
- (1) 自己評価表
 - (2) 苦情解決体制の届出
 - (3) 空室情報、
- 3 前項の情報提供は義務と解釈しないこと。
- 4 第2項の、(3)空室情報の提供については、支部会員の自主的な判断に基づいて実施することとする。

(提供された情報の取り扱い)

- 第11条 支部会員から提供された情報は、個別の判断が可能な部分の公表は避けるものとする。ただし、会員からあらかじめ同意を得た事項についてはこの限りではない。

(支部活動経費)

- 第12条 支部の運営経費は、総会で決議した金額を交付する。

(支部活動経費の経理)

第13条 支部活動経費の経理は、支部長が担当し年度収支明細書を理事会に報告する。

(その他)

第14条 支部活動に関して、本支部運営規程に定めないことは理事会にて決定する。

(附則)

(施行日)

第1条 本支部運営規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会の法人成立日を施行日とする。